

上川町地域公共交通会議委員 各位

上川町地域公共交通会議会長
(上川町長) 佐藤 芳治

令和4年度 上川町地域公共交通会議書面会議（第4回）の審議結果について

寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年3月27日付け上地創第66号によりご照会申し上げました標記書面会議の件につきまして、交通会議委員の皆様からご回答いただいた審議結果について、次のとおり報告します。

記

1. 審議事項

- (1) 上川町公共交通会議から上川町地域公共交通活性化協議会への移行について
- (2) 上川町地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）について

2. 審議結果 11人中10人承認 1人未回答

3. ご意見等 ○2件～北海道運輸局旭川運輸支局 加茂委員

○設置要綱（案）第2条第2号に「法」とありますが第1条で道路運送法と活性化再生法が「及び」で結合されておりますので、両方の法律を指してしまうのではないかと法律名称の順序を入れ替えるか第2条第2号の「法」を省略せず名称を記載するなどの修正が必要と思う。

⇒設置要綱（案）第2条第2号の法については、第1条中の「活性化及び再生に関する法律」を指しているものになります。

○地域公共交通計画は、計画自体をPDCAサイクルで運用していくという考えに立っているため、手引き詳細版P152の規約サンプルに事業の実施のみではなく「地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事」という項目が入っている。設置要綱（案）の第2条第2号の「変更」にそのことが含まれているか、そうでなければ同条第3号を「地域公共交通計画の実施及び計画に位置付けられた事業の実施」というように修正してはどうか？

⇒地域公共交通計画の作成、計画の実施及び実施に関する協議においては協議会において随時協議が必要と認識していることから、設置要綱（案）第2条第2項には、地域公共交通計画の作成、計画の実施及び実施に関する協議等も含まれた意味合いとなっております。

4. 評 決 日 令和5年3月31日(金)

(事務局) 担当：上川町地域魅力創造課

地域魅力創造グループ(太田)

TEL：01658-2-4063[直通] FAX：01658-2-1220

メール：kikaku@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp